

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 4月 4日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 4月 4日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて
- (2) その他

開 会 9時27分

閉 会 12時13分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻前でありますけれども定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日、3月8日の議会運営委員会の中で倫理条例についてはもう3月定例会には間に合わないということで、6月に提案することに向けて条例本体、それから施行規程あるいは逐条解説、こういったものまで最終的にトータルで検討して提案をしていくと。条例本体だけが議案として提案事項になりますけれども、そういったことで進めていきたいということで、皆さんに御提案をし、了解をさせていただいております。

本日はお手元に横書きの考え方について、前回まで決めていた部分、全協に諮っていた部分、プラスいろいろ議会の措置について施行規程で定めた方がということで進んでおりましたけれども、本文ですべきじゃないかという意見もありましたので、そこら辺も踏まえて今回は、今日皆さん方に協議をいただきたいというふうなことで考えております。前回の資料から変わったところ、左の方の表の朱書きの部分が追加したりしておりますので、これについてまず説明をしたいと思っております。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

この朱書きの部分と右の方にはその理由等書いておりますので、富永課長から説明を申し上げます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

1枚めくっていただいて第7条2項の部分になります。赤書きの部分ですけども、「委員会の設置については長与町議会委員会条例（以下、委員会条例という）第5条の規定に関わらず議会に長与町政治倫理審査特別委員会（以下、審査会という）を設置されたものとする」というみなしの条文でございます。右側に書いておりますけども、第2項の委員会の設置は、本来は本会議において設置を議決することになるが、諫早市の例に倣って改めたというものでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

今、7条の第2項で、これは設置に関することについては条文そのものには特別委員会の設置としておったんですが、具体的な設置の考え方ということについて規定をしていなかったの、ここで規定をすべきじゃないかなという思いでやりました。ただ、この段階で議会事務局の方にこれを送っておったところ、いろいろ、この条例そのものが諫早市の政治倫理条例に倣って書いたものでありますけれども、課長の方から、この第5条の規定に関わらずという部分について、ちょっと不備があるんじゃないかということがありましたので、とりあえずそこまで課長の方から説明をさせていただいた後、皆さん

んの御意見を賜りたいと思います。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

委員会条例では特別委員会の設置については議会の議決が必要だということ、もう1つは委員会の定数についても議決が必要ということで並べて書いてあるんですけども、諫早市の条例では委員会設置についてはみなすということではあるんですが、定数について触れてなくて、今回、うちが諫早市を改めてこの条文を追加するということにすれば、定数についても入れておかないと定数についての臨時議会を開く必要が出てくるという形になりますので、ここで委員会設置をみなすという規定を盛り込むのであれば、定数についても同様にみなし規定を持つとかなないと議会開会の必要がまた生じてしまうという矛盾が生じますので、その辺りをどうするかというところを決めていただければと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今説明がありましたように、特別委員会は議会の議決で置くことができるということと、第2項で特別委員会の委員の定数は議会の議決で定めるということが第5条であります。したがって、事務局としてはそこら辺まで整理しとった方が良くないかなという思いがありましたので、お諮りをいたします。

暫時休憩して、意見を賜りたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

今、第7条第2項については本来の議会の議決を経てというふうにした方が分かりやすいということの意見が多かったと思います。したがって、この第2条を削除して、第2項に「委員会の設置、組織及び運営に関しては長与町議会会議規則及び長与町議会委員会条例の定めるところによる」と、長与町議会の取消線を引いておりますけど、これを復活させていただくというふうにした方がより分かりやすいということの意見が多かったと思います。そのようにさせていただいてよろしいですか。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それじゃ、もう一度確認をします。7条第2項に、「委員会の設置、組織及び運営に関しては、長与町議会会議規則及び長与町議会委員会条例の定めるところによる」というふうにすることで決定をいたしました。

次の第4項について説明をお願いいたします。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

第4項、左側になりますけども「委員会は当該審査請求の適否及び政治倫理基準に違

反するかどうかについて審査するとともに、議会の措置についても協議する」としてお
ります。赤で、見え消しで消している部分を削除して、「議会の措置についての協議に
ついて」を追加するというようにしております。

○委員長（喜々津英世委員）

この特別委員会で議会としての措置までやっていくと。これをしなければ、またそれ
をどうするかということ、また諮る場所を設けなければいけないということもありま
したので、委員会の任務としては政治倫理基準に反するかどうかということと、反して
おるとした場合には措置の部分まで踏み込んで検討すべきだということで、この部分を
追加しています。第5項まで関連がありますので、課長からもう一度第5項の説明をし
て、それから一括して質疑を受けたいと思います。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは続きまして第5項です。赤文字のみ、追加でございますが、「委員会は当該
審査の対象となっている議員（以下、対象議員という）に意見を述べる機会を与えな
ければならない」ということで、対象議員に対して意見を述べる機会を与えることを追加
いたしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ここは対象議員がやっぱり意見を述べる機会を与えなければならぬと。例えばその
次の第6項で、「審査のために必要があると認めるときは対象議員及び関係者に資料の
提出並びに説明を求めることができる」ですけれども、ここはあくまでも説明を求め
ることですよね。それと対象議員としてどういうふうに思っておるのかという意見を述
べる機会がやっぱり別問題だという考え方で、意見を述べる機会をまず与えようと。そ
の上で委員会審査の過程で説明を求めることも、また必要になってこようかと思いま
すので、その部分を付け加えたということでもあります。

暫時休憩して、意見をお願いいたします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

今、第7条が特別委員会の設置ということで決めておりますけれども、現行の第5条
及び第6条については具体的な設置以外のものを踏み込んで書いておるので、この部分
について対応が必要ではないかという御意見だったと思います。また、他の委員からも
そういったものが出ましたので、この7条の頭の部分、特別委員会の設置のあとに、及
び運営ということを付け加えたいと思います。

御異議ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

問題が無ければそれで良いと思うんですけども、さっき第3項で委員会の組織及び運営に関しては会議規則、委員会条例に定めるところによると書いてあると、運営に関しても会議規則や委員会条例の定めるところによるとしておるのに、この見出しとかこの部分で、設置及び運営というふうな形になると言葉の使い方としてどうなのかなと思って、ちょっと今読んでそれが大丈夫なのかなというふうに思ったんで、発言させていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

現在の条文、修正後第2項になりますけれども、ここに組織及び運営というふうな書いとる。それと条文の頭に持ってくると重複するということがどうなるかということがあります。

暫時休憩して、議論をしたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

第7条の表題、現在「特別委員会の設置」ということでしておりますが、「特別委員会の設置及び運営」というふうに訂正をお願いいたします。それから、再度第7条で確認をします。第7条の2項を削除して、1項ずつ繰上げます。そして、第2項が「委員会の設置、」ということで先程説明したとおりであります。現在の第4項が第3項に、第5項が第4項に、第6項が第5項にということで項の繰上げをお願いいたします。

次に、第8条について変更部分を富永課長に説明をお願いいたします。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

第8条は2項の追加でございます。「議長は対象議員が委員会審査に必要な資料の提出を拒み又は審査に協力しないときは、必要な措置を講ずることができる」というものの追加でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

これはよその部分も調べた中でこういったものを、協力が得られないという場合の措置についても明記すべきだということもあつたもんですから、一応ここに挙げてみたんですが、これについても暫時休憩して議論を深めたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、再開をいたします。

8条第2項で新たに、「協力が得られないときの必要な措置」というふうにしとつたんですが、これは後の部分でも当然出てまいりますので、敢えてここで謳わなくてもという意見が大勢のようでありますので、第2項を提案しましたけれども、削除というこ

とで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

では8条第2項の削除をお願いいたします。

次に、第10条、これについては必要と認められる措置を、当初はこの政治倫理に関する施行規程の中で定める。長崎市とか近隣のそういう所があったものですから、その例に倣ってと思っただけなんですが、この委員会の中でこの条例そのものに謳うべきじゃないかという御意見もありましたので、これを条例に入れ込んだ場合を想定して、ご提案をさせていただきたいと思います。

富永課長に説明を求めます。

○議事課長(富永正彦君)

第10条第2項の部分ですけども赤文字の部分を追加して、修正をしております。

「議長は、委員会の報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする」ということで、(1)この条例を遵守させるための文書警告、(2)議会における役職の停止、(3)全員が出席する協議会における陳謝、(4)議員に対する辞職の勧告、(5)その他必要と思われる措置ということ、右側の方に説明を付け加えております。以上です。

○委員長(喜々津英世委員)

この第2項、議会としての措置を本条に入れた場合、本条に入れない場合にしても施行規程を定める場合にしても、どういう措置があったかというのをただ議会の措置の例を書いておりますので、まず右側の方の2ですね。他議会の措置の例は①が文書による警告、②議会の役職停止、③議会への出席停止、④各種委員の辞退、⑤全員が出席する協議会での陳謝、⑥議員に対する辞職勧告など、こういったことが他議会の例としてはありました。そこら辺を踏まえて一応御提案は1から5まで、5というのは具体的にその他必要と思われる措置ということ、5号はこういうふうにしてあります。以上これについて、まず本条例で定めるべきとすることが良いのか、施行規程で良いのかと、それもひっくるめて皆さん方の意見をお尋ねしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

今、御提案をしておりましたのは、議会の措置をこの条例本体に載せるかということについて、全ての皆さんが載せることは異議なしということでありました。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。では、そのように取り扱いをしたいと思います。

では、場内の時計で11時まで休憩をいたします。

(休憩 10時48分～10時59分)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本則に盛り込むということを御異議なしということでありました。

次に、その内容について右の方にそれぞれ1号から5号まで措置の内容についてどういふものがあるか。議長名による警告文書の発出、具体的にどういふものがあるかというものはよそを調べれば分かると思いますけれども、これまた議会事務局の方をお願いをしたいと思います。で、2番目の議会における役職の停止というのは、例えば正副議長、監査委員、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長、他の所の例を見ればこういうところ、議会選出の例えば都市計画審議会とかああいうところまでは謳ってるところは、ほとんど無かったと言って良いと思います。それから、1番最後のページ3号の部分は、全員が出席する協議会における陳謝というのは、全員協議会とか若しくは政治倫理審査特別委員会、こちら辺を想定しております。それから4号は最終的に決議文の提出というところまで最終的にはいくのかなと思いますけれども、議長からのそれはあくまでも持続勧告決議を対象議員に伝えるということがまず先決でありますけれども、これ提出としておるのはちょっと語弊が招く恐れがありますけれども、最終的には議員に対する辞職の勧告と。あくまでも議長による委員会としての結果はこういうことになりましたので、あなたに対する議員の辞職を勧告しますよということになるかと思えます。これについては、ちょっと議会事務局とまた調整をしたいと思います。

それから第5項その他必要と思われるというのは第1号から第4号以外の措置を選択する場合を想定して、どういう想定があるかという議会への出席停止とかいふのが他の例ではあったわけですね。3ページを見てもらえば、③が議会への出席停止、④が各種委員の辞退、これは多分、都市計画審議会とかそういう各種委員のそういったものが入ろうかと思えますけれども、こういったものが出てきたときには第5号でその他必要と思われる措置をとということで考えて提案をしております。これについて御意見を頂戴したいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて委員会に戻ります。

今、具体的な措置の内容について、いろいろ話をいただきました。安部委員の方からは議会への出席停止という部分を入れるべきではないかと。それとこの第2号の役職の停止、これについては勧告ということの方が適切じゃないかという御意見がありました。

こういったことをもうちょっと理論的な根拠を明確にして、次の議会運営委員会にお諮りをしたいと思います。

それともう1点は次のページに、第12条にまた朱書きの部分があります。議員の依頼等に対する措置と。これはちょっと読んでみますが、第12条、議長は、議員が行う職員等に対する要請活動に対して、要請内容等を記録した文書の作成を当該職員等の任命権者等に求めることができる。非常に等々が多くなっておりますけれども、これをちょっと提案させていただきました。これは第12条、右の方に説明書きのところに、議員は住民の代弁者であることから所管課に対する要請活動、確認活動をする機会が多い。要請活動がともすれば強要あるいは圧力と取られかねないことも懸念されることから、議員が行う全ての要請活動を記録することで政治倫理基準遵守の意識付けにもなる、これは議会改革の先駆者である会津若松市議会を参考にした。基本条例を作るときにこの会津若松市を結構参考にしているいろんなことを作り立てましたけれども、そこにあったものです。これは平成27年の第2回だったかな、浦川議員の方がこれに関連する質問をされたことがありましたけれども、あの時は全てを書くことによって、これとこれは書いところ、これは書かずにおこうとかじゃなくて、全てを書いてオープンにした方が良くないかという趣旨だったと思うんですけども、そういった意味でもこの条文をどうかなと思った。ただ、これは議会事務局からも、当然執行側の協力をやっぱり必要とする旨であるので、今後の研究課題として、とりあえず今日のところは参考までにお示しをしたということで受け取っていただきたいと思っております。それで、議員政治倫理条例については一応今日も多くのことをこの議運として決定をしていただきましたので、これで終わりたいと思います。

次に事件番号2、その他でもう1枚ペーパーがあると思います。これはもう私の方から説明をさせていただきますけれども、一般質問の活性化に係る提案ということでさせていただきます。一般質問に係る取り決めとして、一般質問は町民から重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場であることから、議会運営基準においても一般質問は会期の始めに行うと規定されていると、本町もこの例に倣って定例会の会期の始めに実施をしている。詳細については長与町議会会議規則第61条に基づき長与町議会運営に関する申し合わせ事項、これ議会先例集ですけど、次のとおり定めているということで、

- (1) 第1号で質問の通告締切日は議会運営委員会開催日の原則3日前、質問通告書は議会運営委員会までに議長が責任を持って保管すると、こういったものを書いております。あとは省略します。2として通告に伴う答弁書配付ということでここからが肝心のことですけども、この会議規則、議会運営基準等を見ても答弁書配付に係る記載はありません。で、現状は質問終了後休憩時間内に当該議員に配付をされております。これによって答弁内容の確認あるいは議会だよりへの記事の作成等に現在役立てておるのが現状である。そこで提案であります。答弁書の事前配布の提案として、まず1として(1) 一般質問は町の行財政全般にわたって所信の表明を求め、疑問点を正し、一

歩踏み込んで政治姿勢や責任を明確化させるなど、議員にとっては政策能力を発揮する重要な手段の1つである。通告書に基づき町長から答弁があるが、この答弁を議員は書き留め、再質問の内容をその場で判断することになる。答弁の要旨すらメモできない自体も考えられる。また、メモ誤りによる再質問は時間の浪費にもなる。(2)が町民に分かりやすい議論の展開は議論の活性化はもとより町民の町政への参画、町政の発展にも繋がるものとする。また、質問終了後の答弁書配布は公正な方法下の観点で考慮すると議員にとっては不利なルールとも言えることから、答弁書の事前配付を求めるものである。要するに議員には何日前までに一般質問通告書を提出しなさいと言いながら議員側には答弁が終了した後、答弁書を配りますよと。こういった意味で不利なルールというふうにご承知して書きました。3番目、答弁の内容の事前すり合わせではないことから執行側との馴合い批判は当たらないというふうにご承知して書いてみました。

大きな2として事前配布の例が、これを取り入れとる議会では次の2つの方法があります。一般質問日の前日配布ということが書いてあります。これが再質問の内容を論理的に組み立てることができ、政策論理が活性化するというものがあります。(2)が2つしております。通告書の朗読後、議員が質問席に着席したときに配布をします。それと②が、議員が登壇する際に一般質問席に置いとくと。この2つの方法が考えられるかなど。要するに通告書に基づき町長が答弁を朗読する際は答弁書を見ながら聞くことができ、答弁内容のメモから解放され、再質問の準備にも充てられると。執行側に対する要請内容としては試行の制度として事前配付例の2、前日配付ではなくて当日配布、要するに一般質問終了後配布するという、2つの方法の中の(2)を要請をしたらどうかということで私なりに考えて、例えば結構、この議会でこういったものは取り入れられておりました。議会改革3年連続日本一の芽室、これ平成13年からこの制度を取り入れて議会の活性化、それから一般質問の活性化、こういったものにやっておると。やっぱり北海道地区は結構これが多いというのがあります。これについては一応提案ですので、休憩して皆さんの御意見を賜りたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

それでは、この一般質問の活性化に係る事前配布問題については一応提案をさせていただきましたので、次の機会にまた、それぞれ今疑問だった点等、整理しながらやりたいと思います。

それで次に、その他の河野委員の方から前回提案がありました、議運としての反省。これをどうするかということですが、これは3月定例会を踏まえて何か反省する点があるということでもすけれども、今後の問題として議会運営委員会で、やっぱりこういったものについて少し検討を加えるべきじゃないかというのがあれば、そういったものも出していただきたいと思います。特にやっぱり、特にというよりも今問題になってる

のが、傍聴者、傍聴席からの中でも同じ質問を何人もやる、同じ答弁だという。そういうこともあってその整理ができないかというのは、これはもう以前から書かれた問題ですね。ただ、それぞれテーマは同じでも切口が違うので、一概にあなたは質問を止めて下さいとか言うわけにも、議長としてもそれは言えないのが実情だと思いますけれど、そういった問題も踏まえて若干時間を取りたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開いたします。

先程、傍聴席の取り扱いについてということで、岩永委員の方からも具体的に第1回定例会の時の総務文教常任委員会の例をされました。確かに空いているから良いじゃないかという議論もありますけれども、そうじゃなくて傍聴席というのはあくまでもこの会場の後部の方に設けておりますので、議員であろうとも一般町民であろうとも、同一の傍聴者としての扱いをするという意味では、傍聴席に座っていただくということで統一をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それではもうお昼過ぎまして、大変進行がまずくて申し訳ありませんでしたけれども、もう1点、5月の議会運営委員会の件でちょっと御提案がありますので、事務局長から説明をさせます。

○議会事務局長(谷本圭介君)

実はちょっと先になりますますが5月の議会運営委員会です。当初の標準的な予定では5月28日、月曜日の9時30分からということで予定をしておったわけですがけれども、ちょうどその時に議長と副議長が出張で不在されます。それで、できましたらその前の週の金曜日、3日程前になりますますが5月25日、金曜日の午前9時30分から議会運営委員会の開催日を前倒しという形でさせていただけないかなということですが。当然それに伴いまして一般質問の受付期間も3日前倒しという形にはなろうかと思っておりますので、その点につきましてよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

今、事務局長が提案されました正副議長が出張ということでもあります。

局長。

○議会事務局長(谷本圭介君)

私もです。

○委員長（喜々津英世委員）

一緒に出張ということでもありますので、今御提案のとおり、28日に予定をしていた

議会運営委員会を25日の午前9時30分、一般質問の受付期間を5月11日から24日までとしておったのを前倒して、5月8日から21日までの14日間ということに変更したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように取り扱いをさせていただきます。

よろしく申し上げます。次回の議会運営委員会の開催日の御提案であります、来週の11日、12日、13日、こちら辺でいかがでしょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

次回の議会運営委員会は4月16日、月曜日の午前9時30分から開会をしたいと、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

4月16日開催を決定いたしました。本日はこれで閉会します。お疲れ様でした。

(閉会 12時13分)